

15. 受検の心得と注意

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等を確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)
※ 試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等がありますので、腕時計を持参することをお勧めします。
- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等
※ 補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P27『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ① 試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ② 試験中は通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチなど)の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③ 試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具(鉛筆・シャープペンシル・消しゴム)、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。
- ④ 試験会場内では、試験監督者・係員等の指示に従ってください。
- ⑤ 試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥ 試験会場内は、原則として全面禁煙です。
- ⑦ 自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。)駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧ 問題用紙は、午前・午後のそれぞれの試験終了時まで在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑨ 温度調整のきく服装でご来場ください。

(3) 試験中の禁止行為

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
(イ) 試験に関係する内容が記載された書籍、印刷物、メモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(ウ) 通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチなど)を使用すること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(エ) 他の受検者の答案をのぞき見ること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(オ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(カ) 他の受検者の解答の妨げになること。
(キ) 試験場において試験監督者・係員等の指示に従わないこと。
(ク) 受検票、座席票にメモをとること。
(ケ) 試験中に飲食すること(健康上の理由等で事前に許可を得た場合を除く)。

※ 上記(3)の行為を行った場合、退室を命じ失格となる場合があります。また、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・ 建設業法に基づく最長3年間の受検禁止の処分
- ・ 刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

16. 試験問題等の公表

本財団では、試験問題と正答肢番号の公表を以下のとおり行います。

公表期間：試験日の翌日午前9時から1年間

公表方法：本財団ホームページに掲載

公表範囲：第一次検定は試験問題と正答肢番号

第二次検定は試験問題と解答形式がマークシートとなっている設問の正答肢番号

なお、解答形式が記述の設問は正答を公表いたしません